

# 仕 様 書

## 1 業務件名

宮崎県が所有又は使用する自動車の任意保険加入契約

## 2 契約期間

令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時

## 3 対象車両

宮崎県が所有又は使用する自動車のうち、次の自動車とする。

普通貨物自動車	7台
普通乗合自動車	1台
普通乗用自動車	75台
小型貨物自動車	232台
小型乗用自動車	175台
軽貨物自動車	170台
軽乗用自動車	159台
特種自動車	62台
軽二輪車	2台
合計	883台

## 4 自動車損害保険の条件

### (1) 担保内容

- ・対人賠償責任保険 最高限度額 無制限（免責額なし）示談交渉サービス付
- ・対物賠償責任保険 最高限度額 200万円（免責額なし）示談交渉サービス付
- ・ロードアシスタンスサービス付帯  
（レッカー牽引、落輪時の引上げ、バッテリー上がり時のジャンピング、パンク時のスペアタイヤ交換、燃料切れ時の給油、キー閉じ込み時の鍵開け）

### (2) 特約条項

- ① 「3 対象車両」以外で保険契約開始前に宮崎県が新たに取得した自動車の補償は、令和8年4月1日午後4時時点で開始すること。当該自動車の保険会社への報告については、保険契約開始日から起算して1箇月以上の猶予を提供すること。
- ② 保険契約開始後に宮崎県が取得した自動車の補償は、当該自動車を取得した時点で開始すること。当該自動車の保険会社への報告については、当該自動車を取得した日から起算して1箇月以上の猶予を提供すること。
- ③ 保険契約期間中の保険加入車両台数の増減に伴う保険料は、年度末に精算を行うこと。
- ④ 運転者限定特約の限定運転者は、次に該当する者とする。こと。
  - ・記名被保険者
  - ・国家公務員
  - ・地方公務員
  - ・請負契約、委任契約、派遣契約又はこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用人に準ずる地位にある者
- ⑤ 保険加入車両の修理、点検期間中における代替車両を保険加入車両とみなし、補償の対象とすること。ただし、代替車両の提供及び代替費用の補償は不要とすること。

## 5 事故の受付

事故受付フリーダイヤルを有し、契約の全期間において24時間体制で受付できること。

## 6 秘密の保持

本契約に関して宮崎県が開示した情報及び契約履行過程で生じた情報等を、本契約の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

7 個人情報の保護

本契約に関する個人情報を取り扱うに当たって、別記1 個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

8 情報セキュリティ対策

本契約を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2 情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、保険業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密等の保持)

第 2 乙は、保険業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (収集の制限)

第 3 乙は、保険業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第 4 乙は、保険業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (適正管理)

第 5 乙は、保険業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、保険業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

#### (従事者への周知)

第 9 乙は、保険業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (実地調査等)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する保険業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

#### (事故報告)

第 11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

※ (注) 「甲」は宮崎県、「乙」は受託者をいう。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第 4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第 5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 6 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(従事者への周知)

第 7 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第 8 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 9 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(実地調査等)

第 10 甲は、必要があると認める時は、保険業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(法令遵守)

第 11 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）